

大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成23年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成24年 1月24日

大分県労働委員会
会長 麻生 昭一

1 不当労働行為事件

該当なし

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(調)第1号	あっせん	・誠実な団体交渉の実施	23.1.12	3回	2回	78日	23.3.30	解決	
平成23年(調)第2号	〃	・団体交渉の応諾 ・不当解雇の撤回 ・謝罪及び解決金の支払	23.5.20	2回	1回	35日	23.6.23	解決	
平成23年(調)第3号	〃	・職員通用口における組合ビラの配布	23.7.15	2回	1回	55日	23.9.7	解決	
平成23年(調)第4号	〃	・定期昇給の査定基準に関する団体交渉への査定権限のある者の出席 ・ボーナス「新内規」に関する団体交渉の継続 ・団体交渉で合意に至った組合掲示板について、使用に耐えうる十分な大きさの掲示板の設置	23.8.11	3回	2回	133日	23.12.21	解決	
平成23年(調)第5号	〃	・会社の経営状況を明らかにする資料(決算書等)を示しての誠実な団体交渉の実施	23.10.18	2回	1回	59日	23.12.15	解決	
平成23年(調)第6号	〃	・誠実交渉応諾義務の遂行	23.10.27	2回	1回				翌年に繰越

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成23年(個)第1号	あっせん	・職場環境を改善し、いじめをなくしての職場復帰 ・いじめと病気の因果関係を認め、一方的退職強要の撤回 ・退職する場合は会社の謝罪	23.3.28	2回	1回	59日	23.5.25	解決	
平成23年(個)第2号	〃	・未払い賃金の支払 ・交通事故に関する求償額の再協議	23.5.20	2回	—	15日	23.6.3	取下げ	
平成23年(個)第3号	〃	・不当な解雇の撤回 ・(解雇撤回できない場合)解決金の支払	23.6.10	2回	1回	32日	23.7.11	解決	
平成23年(個)第4号	〃	・解決金として給与の2か月分の支払 ・会社都合による解雇理由であることの是認	23.9.7	2回	1回	23日	23.9.29	解決	
平成23年(個)第5号	〃	・不当な解雇の撤回 ・(解雇撤回できない場合)解決金の支払	23.12.15	1回					翌年に繰越

